

平成26年7月8日  
京都市立下京中学校  
校長 安居 昌行

## 台風による非常措置についてのお知らせ

猛暑の候、保護者の皆様には益々ご健勝のことと存じます。平素は本校教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

現在、台風8号が九州に接近しております。本校におきましては、台風により「特別警報」、『京都南部』または『京都・亀岡』に「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の最新報道に注意をし、ご対応いただきますようお願い致します。

今後の台風についても同様の措置を取りますのでご了解下さい。

### 記

#### 1. 「特別警報」について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前0時までに解除になった場合 5校時から始業（給食は中止）
  - ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業
- (3) 在校中の場合は直ちに臨時休業とする。下校の安全が確認できるまで、原則、生徒は学校に待機する。

#### 2. 「暴風警報」について

- (1) 登校前に発令された場合は、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ☆ 午前7時までに解除になった場合・・・平常授業
  - ☆ 午前9時までに解除になった場合・・・3校時から授業
  - ☆ 午前11時までに解除になった場合・・・5校時から授業
  - ☆ 午前11時現在、警報発令中の場合・・・臨時休校
- (3) 在校中に発令された場合

気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうか決定いたします。

※「暴風警報」とは、「大雨暴風警報」など「暴風」がつく警報のすべてをさします。